

現 状



地域コミュニティが果たしている役割

地域コミュニティが果たす役割への期待

- 少子高齢化の進展・大規模災害の影響などから、共助の重要性が再認識され、支え合いの基礎となる地域コミュニティが果たす役割への期待は増大

人と人のつながり

- 地域コミュニティの一員として顔の見える関係を築き、様々な人とつながり、認め合い、支え合うことで、暮らしの安全や豊かさを獲得

地域コミュニティの抱える課題

関心の低下・つながりの希薄化

- 社会経済情勢の変化や市民の価値観の多様化の中で、地域への関心の低下・住民同士のつながりの希薄化

参加者の固定化

- 地域活動の大切さについての理解を示しつつも、必ずしも参加に結びついておらず、地域活動の参加者が固定化

運営の透明性

- 一部の団体における運営の透明性の問題や、情報の周知不足により、地域活動への理解や参加に障壁

役員の高齢化・固定化

- 活動に係る負担感の大きさに起因する新たな担い手の確保の困難性と、役員の高齢化・固定化

制度上の位置づけ

- 自治会・町内会の制度上の明確な位置づけがないことに起因する、加入呼びかけの難しさ

持続可能な地域コミュニティづくりに向けた基本的な考え方

1. 地域コミュニティの価値（大切さ）

地域コミュニティの固有の価値

- ①命を守る
- ②暮らしを豊かにする
- ③地域を創る

持続可能な地域コミュニティとは

この固有の価値が守られ、継承されていくこと

2. 価値の継承のために必要な視点

- ①住民理解（運営や活動に関する住民の理解・協力）
- ②スリム化（無理のない運営や活動への転換）
- ③開かれた活動（情報公開・情報発信や参加しやすい環境）
- ④緩く・楽しく・みんなで（緩いつながり、楽しい活動、多様な担い手）
- ⑤多様性の許容（様々な価値観や生活様式を認め合う環境）
- ⑥共創（多様な主体と連携した取組み）

3. 価値の継承のために必要な取組み

1. 地域コミュニティの価値の共有

- ①地域コミュニティの価値や役割を理解してもらうための情報発信
- ②価値の共有のための場づくり
- ③地域コミュニティの果たす役割を条例などにより位置づけ

2. 自治協議会や自治会・町内会に対する支援

- (1) 地域活動への参加促進
 - ①住民理解促進のために地域が行う広報活動の支援
 - ②多くの住民が参加しやすい環境づくり
 - ③住民に開かれた運営や活動の推進
 - ④緩やかなつながりを生むきっかけづくり
 - ⑤公民館による支援や連携の推進
- (2) 担い手の負担軽減
 - ①スリム化による負担軽減
 - ②自治協議会の運営基盤の強化

3. 市の意識改革

- ①地域コミュニティとのパートナーシップの強化
- ②依頼事項の整理・削減



1. 地域コミュニティの価値の共有

<①地域コミュニティの価値や役割を理解してもらうための情報発信>

- ・ **地域コミュニティサイトの開設**【R5.1】 (P1 ①ア)
転入者等が気軽に地域の情報を知れるように、自治会・町内会検索や加入取次申込みなどができるWEBサイトを開設
- ・ **自治会・町内会のご案内チラシの作成・配布** (P1 ①イ)
これまでのチラシを全面改定、転入者向けに配布 (英・中・韓・ベトナム・ネパール語版も作成)
- ・ **市政だよりへの記事掲載** (P1 ①ウ)
市政だより特集記事(R4.4.15号、R5.2.15号)で条例の趣旨や地域活動の意義などを説明し、地域活動への参加を広く市民へ呼びかけ

<②価値の共有のための場づくり>

- ・ **小学校教育との連携** (P1 ②ア)
小学2年生の街散策の授業で活用できる「わくわくまちたんけんマップ」を作成・配付

<③地域コミュニティの果たす役割を条例などにより位置づけ>

- ・ 「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例」の制定【R4.4.1施行】 (P1 ③ア)
地域コミュニティ固有の価値の共有・継承などを基本理念とする条例を制定 (自治協議会や自治会・町内会の位置づけを明確化)

2. 自治協議会や自治会・町内会に対する支援

(1)地域活動への参加促進

<①住民理解促進のために地域が行う広報活動の支援>

- ・ **地域広報アドバイザーの配置**【R4～】 (P2 (1)①ア)
地域の広報活動支援のため、専任の会計年度任用職員を各区1名ずつ配置

<②多くの住民が参加しやすい環境づくり>

- ・ **自治協議会共創補助金** (P2 (1)②ア)
自治協議会が主体的に行う共創のまちづくり活動を支援
◇10の基本事業を「必須」から「推奨」へ緩和【R4】
◇運営費割合の引上げ (1/3以内⇒1/2以内) により補助金の使途を柔軟化【R4】
- ・ **町内会活動支援事業補助金**【R4～】 (P2 (1)②イ)
「地域デビュー応援事業補助金」を拡充し、町内会が主体的に行う地域の活性化や課題解決のための活動を支援 (補助率1/2・上限5万円又は補助率4/5・上限10万円)
- ・ **ふくおか共創パートナー企業の普及**【R4～】 (P2 (1)②ウ)
「ふくおか」地域の絆応援団 から改称し、地域活動に取り組む事業者を市HPで紹介
◇登録要件を緩和 (「1年以内に取組む計画がある」を追加) し、各種業界団体を通じた積極的な普及活動により共創の取組みの輪を拡大
- ・ **地域活動貢献企業の認定**【R5～】 (P3 ②エ)
ふくおか共創パートナー企業のうち、市との契約上の優遇措置の適用を希望する事業者について、過去1年以内における地域活動への貢献実績などを要件に認定

<③住民に関われた運営や活動の推進>

- ・ **自治協議会、自治会・町内会向けの各種研修会の開催** (P4 ③ア)
各区において、自治協議会役員や新任自治会長・町内会長などが対象の各種研修会を開催

<④緩やかなつながりを生むきっかけづくり>

- ・ **地域で防災応援パック**【R5～】 (P5 ④ア)
活動のアイデアやノウハウ・きっかけづくりのために、防災を切り口とした「楽しく」「無理なく」「そのまま使える」活動パッケージを提供
- ・ **“共創”自治協議会サミットの開催 (第9回)** (P5 ④イ)
校区による特色のある活動事例を共有し、絆づくりを図る
- ・ **共創プロジェクト (H29-R3) の成果を職員へ継承**【R4～】 (P5 ④ウ)
共創コネクターのノウハウや経験をまとめた手引書を地域支援課や公民館職員へ配付
⇒ 地域と企業等をつなぐコーディネーターに関する職員向け研修を実施
- ・ **地域とNPOとの共働をサポート**【R5】 (P5 ④エ)
自治協議会に対し、NPO法人やボランティア団体との共働に向けた相談窓口である「共働テーブル」や、NPOを講師とした「出前講座」の活用について案内

<⑤公民館による支援や連携の推進>

- ・ **公民館主催事業 (地域の担い手パワーアップ事業)** (P6 ⑤ア)
地域の担い手育成など公民館の機能強化のため、公民館職員の資質向上を図る研修を実施するとともに、各公民館が地域の実情に応じた担い手育成のための取組みを展開
- ・ **地域のデジタル化支援事業** (P6 ⑤イ)
地域のデジタル化支援のため、公民館スマホ塾などの学習機会を提供

(2)担い手の負担軽減

<①スリム化による負担軽減>

- ・ **地域の取組事例の共有** (P7 (2)①ア)
コロナ下での工夫された地域の取組事例を“共創”自治協議会サミットや事例集にて紹介
- ・ **オンラインなどの活用支援** (P7 (2)①イ)
職員や外部の専門家などによるオンライン会議の実施やICT活用の支援

<②自治協議会の運営基盤の強化>

- ・ **共創による地域づくりアドバイザーの派遣** (P7 (2)②ア)
地域活動のアドバイスを行う専門家を地域の要望に応じて派遣し地域の活性化等を支援
◇「共創プロジェクト」で活躍した「共創コネクター」をアドバイザーへ追加【R4】

3. 市の意識改革

<①地域コミュニティとのパートナーシップの強化>

- ・ **地域支援課職員の増員**【R4】 ※概ね4校区に1人 (P7 3④ア)
地域の実情に応じたきめ細やかな支援体制を整備(係長+9人、会計年度任用職員+3人)
- ・ **職員の意識改革** (P7 3④イ)
市の幹部職員による庁議や共創の地域づくり推進本部会議のほか、全職員向けのeラーニング研修などを通じ、共創のパートナーとしての市職員の意識改革を図る
- ・ **職員の地域活動への参加促進**【R4】 (P7 3④ウ)
職員の地域活動への参加促進のための環境整備として職免制度などを創設

<②市から地域への依頼の見直し>

- ・ 自治協議会等への協力依頼に関する規則制定とガイドライン策定【R4】 (P8 ②ア)
- ・ **依頼事項一覧表の地域への提示 (これを基に意見交換を実施)**【R5～】 (P8 ②イ)